

条例案の具体化に向けた今後の検討課題

【第 1 総則】

〔定義について〕

- ①障がい当事者を指す用語について検討する。
 ※他の道府県の条例で「障がい（害）のある人」とする例もあるため、法律用語の「障害者」との関係を踏まえ、条例上使う用語を検討する。
- ②法律用語との関係を明らかにする必要がある用語のほか、県民に分かりやすい条例にする観点から、意味を明確にしておく必要がある用語を選別し、定義を設ける。

〔基本理念について〕

- ①共生社会の実現に関し、障害者基本法の理念の他に規定すべき理念があるかを検討する。

（参考：他の道府県の条例で規定されている理念の例）

- (1) 行政機関、学校、地域社会、道（府県）民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。（北海道、愛知県など）
- (2) 何人にも、社会的障壁に係る問題が認識され、障害及び障害者に関する理解が深まること。（埼玉県、山梨県など）
- (3) 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。（岐阜県）
- (4) 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。（京都府、宮崎県）

- ②障がい者差別の解消の推進に関して規定すべき理念があるかを検討する。

（参考：他の道府県の条例で規定されている理念の例）

- (1) 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。（千葉県、岩手県、富山県など多数）
- (2) 差別を解消するための取組は、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方向的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。（茨城県、愛媛県、長崎県）

〔責務・役割等について〕

○事業者・関係団体の責務（役割）を規定するかを検討する。

【第2 差別の禁止等】

〔差別的取扱いの禁止について〕

差別的取扱いの禁止については、以下の課題について整理を行った上で、具体的な規定を検討する。

項目		内容
(ア) 禁止する差別行為	a ベースとする考え方	次のいずれとするか。 (a) 障害者基本法（差別することその他の権利利益の侵害）をベースとする。 (b) 障害者差別解消法（不当な差別的取扱い）をベースとする。 (c) 独自の概念（不利益な取扱いなど）で整理する。
	b 差別類型の整理	○国の審議会（差別禁止部会）で整理された差別類型のうち、法律に盛り込まれていないもの（ <u>間接差別・関連差別</u> ）を条例で規定するか。
	c 雇用差別の整理	○雇用差別（障害者雇用促進法に規定）について、条例で禁止するか。
	d 虐待の整理	○虐待（障害者虐待防止法に規定）について、条例で禁止するか。
(イ) 差別禁止の対象範囲	○（障害者差別解消法をベースとする場合）県民（又は県内にいる者全て）を対象に含めるか。	
(ウ) 差別行為の列挙・具体化	○差別類型を例示列挙するか。	

※これらの課題への対応については、正副委員長にて整理・具体案の提示を行う。

〔合理的配慮の提供について〕

合理的配慮の提供については、以下の課題について整理を行った上で、具体的な規定を検討する。

項目	内容
(ア) 差別の定義との関係	a 合理的配慮の不提供について、「差別」に当たることを定義で明らかにするか。 b 「合理的配慮」について、内容の定義を設けるか。
(イ) 事業者による合理的配慮（義務付け）	○事業者による合理的配慮の提供について、努力義務から「義務」にするか。
(ウ) 合理的配慮の提供の対象範囲（県民等）	○合理的配慮の提供について、県民（又は県内にいる者全て）を含めるか。
(エ) 意思の表明	○合理的配慮の提供の要件である「意思の表明（障がい者から配慮を求める申出をすること）」を不要とするか。
(オ) 事前的改善措置	○事前的改善措置（合理的配慮を的確に行うための施設の構造の改善、設備の整備〔バリアフリー化〕等）について、条例で規定するか。

※これらの課題への対応については、正副委員長にて整理・具体案の提示を行う。

〔差別を解消するための措置等について〕（必要がある場合）

○障がい者差別の解消のための措置について、規定すべき事項があるかを検討する。

（措置として考えられるものの例）

- ・ 障害者差別解消法に基づく職員対応要領の作成の義務化（愛知県）
- ・ 日常生活、事業活動等の各分野で特に配慮すべき事項の策定（茨城県、富山県） ※禁止される差別的取扱いなどの類型化
- ・ 事業者の取組に対する支援 など

【第3 差別の解消のための体制等】

〔相談体制について〕

- 障がい者差別に関する相談については、市町にも窓口が存在するため、県の相談員による相談体制を整備するに当たっては、市町の相談体制との関係を整理しながら、制度設計を行う。

(参考：他の道府県の例)

- ①地域相談員を設置し、相談に対応する（単独型：山形県、埼玉県など）。
- ②地域相談員と広域専門指導員（相談員）を設置し、広域専門指導員（相談員）による地域相談員への指導・助言の下で、相談に対応する（複合型：千葉県、長崎県など）

〔紛争解決を図る体制について〕

- ①紛争解決を図る体制を整備するに当たっては、以下の課題について整理を行った上で、制度設計を行う。

項目	内容
(ア) 調整を行う主体	①知事が行うか、第三者機関が行うか。 ②第三者機関が行うものとする場合、新たな機関を設置するか、既存の機関を活用するか。
(イ) 対象事案	○県における差別・合理的配慮の不提供の事案を含めるか。
(ウ) 実効性の担保	○助言・あっせんの実効性を担保するため、勧告や勧告した旨の公表を行うこととするか。

【第4 共生社会の実現を図るための施策】

- 共生社会の実現を図るための施策については、調査を通じて明らかになった課題や各委員の意見を中心に、障害者基本法等の規定との関係を整理しながら、条例に規定すべき事項を選別する。

【第5 施策の推進体制等】（必要がある場合）

- ①施策の推進体制を規定する場合には、既存の法令に基づく協議会等（障害者施策推進協議会、障がい者差別解消支援協議会など）との関係を踏まえて検討する。

- ②障がい当事者の声を条例の施策に反映する仕組みを導入するかどうかについては、課題等を洗い出した上で検討する。

(障がい当事者の声を反映する仕組みとして考えられるもの)

- ①条例で意見を述べる権利を保障する。

※障害者基本法は、施策を講ずるに当たり、障がい者等からの意見聴取と意見の尊重を努力義務として規定（第10条第2項）。

- ②県と障がい当事者の協議の場を条例で位置づける。

【第6 雑則等】

- ①条例の細目として必要なもの（財政上の措置、規則への委任など）について検討する。
- ②他の道府県では、相談員や助言・あっせんを行う第三者機関の委員の秘密保持義務違反に罰則を規定する例があることから、罰則規定の要否について検討する。
- ③差別行為についての罰則規定を設けるかどうか（現在のところ、差別行為を処罰する例はない）についても併せて検討する。